

平成 25 (2013) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

平成 23 年 1 月 12 日午前、甲簡易裁判所裁判官から、A を被疑者とする覚せい剤取締法違反被疑事件（B に対する覚せい剤の譲渡し）について、捜索すべき場所を、A 及びその内縁の夫 X が居住する甲市乙区内にある丙マンション 201 号室、差し押さえるべき物を、「本件に関連する覚せい剤、覚せい剤使用器具類、覚せい剤計量器具類、覚せい剤分包紙袋類、覚せい剤取引関係文書・手帳・メモ類、被疑者使用の携帯電話及び付属の充電器」とする捜索差押許可状の発付を受けた甲警察署所属の司法警察員である P 警部補、Q 巡査部長ら 7 名の警察官は、同日午後 3 時 40 分ころ、丙マンションに到着した。

P 警部補らは、証拠隠滅工作を防ぐため、在室者がその玄関扉を開けたときに入室して捜索を実行すべく、丙マンション 201 号室付近において張り込みを続けていたところ、同日午後 6 時 40 分ころ、在室していた X が外出しようとして同室の玄関扉を若干開け、顔を出して室外の様子を窺うような態度を示したので、すかさず走り寄って同玄関扉から次々に室内に入り込み、同室玄関付近において「警察だ。家宅捜索に来た。」と X に告げ、続いて同室内の各部屋に立ち入って A を捜したが不在であったことから、X を立会人として捜索を実施することとし、同室内居間において、X に対し前記捜索差押許可状を示して捜索を開始した。

その際、P 警部補は、X が、前記居間の畳の上に置いてあったボストンバッグを右手でつかんで持ち上げたので、同バッグを渡すように再三求めたが、X が頑なにこれを拒否し、同バッグを抱えてしゃがみ込んでしまったため、やむを得ず、Q 巡査部長が X を羽交い締めにしてその抵抗を制圧し、P 警部補が X から同バッグを取り上げた。

P 警部補が直ちにその中を捜索したところ、同日午後 6 時 50 分ころ、同バッグの中から、ビニール袋 25 袋に分けられた合計約 330.85 グラムの覚せい剤が見つかったため、前記捜索差押許可状に基づき、前記覚せい剤をその場で差し押さえるとともに、同日午後 6 時 58 分、X を覚せい剤営利目的所持の現行犯人として逮捕した。

P 警部補らが行った、丙マンション 201 号室における捜査活動の適法性について論じなさい。なお、X に対して前記捜索差押許可状を示すまでの手続の適法性については問題がないものとしてよい。